

平成26年11月25日付け津市監査委員告示第8号公表分

(1) 出資団体監査

津駅前都市開発株式会社（所管部局：都市計画部都市政策課）

監査の結果	出張旅費規程では、市内の出張の場合においても日当が支給されることとなっているにもかかわらず、事実上は市内出張の場合は日当が支払われていないことから、これらの整合性も含めて当該旅費規程について検討されたい。
措置の内容	現状との整合性を図るため、津市職員等の旅費に関する条例を準用し、市内及び隣接市町村へ出張について日当は支給しないものとして、当該規程を平成26年11月15日付けで一部を改正した。

(2) 指定管理者監査

津市橋南市民センター運営委員会（所管部局：市民部市民交流課）

監査の結果	津市橋南市民センターについて、津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例に基づき施設等の利用料金を徴収しているが、つり銭を保管しておらず、利用料金の収納時に対応できない場合、同センター職員が私費で対応しているが、業務遂行上つり銭が必要であれば、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	津市橋南市民センターのつり銭について、津市会計規則第75条に準じ、平成26年12月24日からつり銭を準備している。 また、これに併せ、同センターにおいては、つり銭精算表を作成し、適切に管理されている。